



後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892-0121)



る場合は、そのカードを医師・薬剤師に提示してください。

■被保険者証が変わります

8月から、後期高齢者医療被保険者証が「みず色」に変わります。新しい被保険者証は、7月下旬までに送ります。新しい被保険者証は届いたときから27年7月31日(金)までご利用できます。

現在お持ちの被保険者証(もも色)の有効期限は26年7月31日(木)です。有効期限の切れた被保険者証は、医療保険課までお返しください。また、新しい被保険者証に、「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しています。ジェネリック医薬品を希望する

■保険料の決定

26年度の保険料の決定(本算定)に伴い、被保険者のみなさんには、「保険料額決定通知書」または「納入通知書」を送りますので、内容をご確認ください。

また、年度途中で被保険者になった人は、被保険者になった月から月割りで保険料を納めていただきます。

保険料の納付方法は、次の2通りです。

①特別徴収

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から、年6回の年金支給の際、保険料を天引きで、お支払いいただきます。

②普通徴収

特別徴収の対象にならない

現在交付されている減額認定証の有効期限は7月31日(木)までです。8月1日(金)から有効となる減額認定証の交付を受けるには、8月中旬に窓口で手続きをしてください。

これまで交付を受けていない人でも対象となり、交付を希望する場合は、随時、窓口で申請することができます。

■制度に関する問い合わせ

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▽保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること
II 資格管理課(TEL 06・4790・2028)

▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レセプト点検に関すること II 給付課(TEL 06・4790・2031)

▽事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関すること II 総務企画課(TEL 06・4790・2029)

■保険料の納付、その他各種届出に関する問い合わせ
▽医療保険課(TEL 892・0121)

自己負担限度額とその判定基準					
課税状況	負担区分	負担割合	判定基準	自己負担限度額(月額)	
				外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税世帯	現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者がいる場合	44,400円	80,100円+1%(※1) (44,400円)(※2)
	一般		同一世帯の被保険者全員の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円未満	12,000円	44,400円
非課税世帯	低所得II	1割	住民税非課税世帯に属する被保険者		24,600円
	低所得I		▷住民税非課税世帯のすべての世帯員の各所得が0円となる人 ※公的年金等控除額は80万円として計算 ▷住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者	8,000円	15,000円

(※1) 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
(※2) ()内の金額は、年3回以上該当した場合の4回目以降の額です。
※入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療外の費用は含みません。
※月の途中で75歳になった場合、その誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ通常月の半額になります。

入院時の食事代		
課税状況	負担区分	標準負担額(1食あたり)
課税世帯	現役並み所得者	260円
	一般	
非課税世帯	低所得II	210円 過去1年以内の入院日数が90日以内の場合
		160円(※1) 過去1年以内の入院日数が90日を超える場合
	低所得I	100円

(※1) 適用を受けるためには、窓口での手続きが必要です。

療養病床に入院したとき			
課税状況	負担区分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
課税世帯	現役並み所得者	460円(※1)	320円
	一般		
非課税世帯	低所得II	210円	0円
	低所得I	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	

(※1) 管理栄養士・栄養士により栄養管理が行われている場合です。それ以外の場合は420円です。

人は、市が定める納期(毎年7月～翌3月までの9期)に納付書(納入通知書)や口座振替などで保険料をお支払いいただきます。

※特別徴収を口座振替に変更することができません。希望する人は、手続きが必要ですので、医療保険課までご相談ください。

■保険料の軽減措置(下表参照)

26年度は、下表のとおり、保険料軽減措置を行います。「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載されていますので、ご確認ください。

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、均等割額が9割軽減となります。

※所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」が、58万円以下(年金収入のみ)の場合は、その収入が211万円以下)の人は、所得割額が9割軽減となります。

※現役並み所得者と判定された場合でも、次の要件のいずれかに該当するときは、

■自己負担割合について
医療機関などでの自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度(4～7月は前年度)の「地方税法上の各種所得控除後の所得(課税標準額)により定期判定を行います。

自己負担割合は、一般が1割、現役並み所得者が3割になります。

▽一般 II 同一世帯内の被保険者全員の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円未満の場合
▽現役並み所得者 II 同一世帯内に住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者と、その被保険者と同じ世帯の被保険者
※被保険者証の有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正などにより、自己負担割合が変更になる場合があります。この場合の判定では、4～7月は前年度、8月～翌3月は当該年度の所得(課税標準額)を用います。

均等割額の軽減	所得の判定区分		軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
	①下の②の世帯に属する被保険者で、当該世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得が0円)であるとき			
	②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えないとき		8.5割	7,891円
	③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数】を超えないとき		5割	26,303円
	④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円)+45万円×被保険者の数】を超えないとき		2割	42,085円

